

身の回りの家庭用品が 安心して使えるように



柏 市
柏市保健所
生活衛生課

身の回り、身近にある家庭用品のおはなしです。どのように安心して使えるようになっているか、知っていますか。

I あらまし

日ごろ、みなさんが使用している家庭用品には、いろいろな化学物質が使用されています。これは、使いやすくしたり、品質を安定させたりするための方法のひとつです。このため、私たちの生活が便利になりました。

»でも、これらの化学物質は健康に影響を与えないの？

そこで、家庭用品に含まれる物質のうち、健康被害が生じるおそれのある物質について、これらを「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)」で定め、健康の被害を防止するために必要な規制をしています。ただし、医薬品、化粧品、食品などで、他法令で必要な規制を受けているものは除かれます。

»家庭用品ってどんなもの？

家庭用品といつてもいろいろありますが、衣料品や住宅用洗剤など、私達が日常生活で使用するいろいろな生活用品で、この法律では次のようなものを対象としています。

繊維製品	おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、帽子、くつした、寝具、カーテン、床敷物、家庭用毛糸 等
化学製品	くつしたどめに使用される接着剤、家庭用接着剤、家庭用塗料、くつクリーム 等
洗浄剤（液体状のもの）	住宅用の洗浄剤、家庭用の洗浄剤 等
家庭用工アルコール製品	室内消臭剤、防錆潤滑剤、スプレー製品 等
家庭用の木材防腐剤	木材防腐剤、木材防虫剤及びこれらで処理された木材



»どのような規制をしているの？

主に樹脂加工剤、防虫加工剤、防菌防カビ剤、防炎加工剤、洗浄剤、溶剤、噴射剤、木材防腐・防虫剤等として使用されている成分で、特に健康被害を発生させるおそれのある有機溶剤等の物質に対してその含有濃度の基準を定めて規制しています。

»基準に適合しない家庭用品はどうなるの？

対象になる家庭用品の製造や輸入をする事業者は、取り扱う家庭用品に含まれる物質やその毒性を十分に把握し、健康被害が発生しないようにしなければなりません。よって、家庭用品を製造・輸入又は販売する事業者は、基準に適合しない商品を販売、授与又は陳列することができません。





» 基準に適合しない家庭用品が販売されていたり、家庭用品が原因で被害が出たらどうなるの？

基準に適合しない家庭用品を販売したり、健康への被害が生じるおそれがあると認められる場合、市は、該当する家庭用品の回収や必要な措置を命じたりします。

» 基準が定められていない家庭用品が原因で被害が出たらどうなるの？

当該家庭用品により、人の健康に重大な被害が生じた場合で被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときも、市は、製造又は輸入業者に対し、回収や必要な措置を命じたりします。

» 有害物質以外の規制はないの？

毒物及び劇物取締法で規定する毒物や劇物である有害物質を含有する家庭用品の容器などについても、漏れないようになっているかなどの基準を定めて規制しています。

» 人の健康に被害を生じさせないために、事業者はどのようなことをするのですか？

○輸入・製造者がしなければならないこと

原材料	法で規制された有害物質についての確認に努める。
製造・保管・運搬工程	有害物質の混入・付着の防止。
検査	製品の有害物質含有状況を検査機関等で検査し、結果書の確認及び保管。
管理体制の確立	原材料の選定から出荷に至るまでの有害物質に関する管理体制を確立する。出荷の際の品質が保証できるようにするとともに、販売店や消費者からの問い合わせにも対応できるように努める。

○卸売・小売業者がしなければならないこと

製品の仕入れ	証明書等により、有害物質が基準に適合しているかどうかの確認に努める。
保管・陳列及び販売	有害物質が付着しないような管理に努める。有害物質を含む製品や梱包材等の接触により、有害物質が付着しないように努める。
管理体制の確立	仕入れから陳列、客の商品に対する取り扱いまで目を配り、品質管理に努める。

» 市はなにをするの？

必要に応じて、家庭用品の製造や輸入や販売をしている事業者から報告を求めたり、販売している店舗などに対して立入りをして、書類や販売品の検査をしたりします。



II 家庭用品を買うとき、使うとき、 どんなことに気をつければいいの？



» 衣料品

衣料品には、縮みやしわを防止するなどの目的でホルムアルデヒドを含む樹脂による加工がされている場合があります。また、衣料品を収納するためのタンスなどに使用される合板を作るときの接着剤や、防腐剤にもホルムアルデヒドが使われている場合もあります。

しかし、一定濃度を超える量が使用されていた場合、皮膚や、粘膜などが刺激を受ける可能性があるので注意しましょう。



* 買うときのポイント

- ・赤ちゃん用の衣料品は、包装がしっかりとされているものを見ましょう。
- ・むやみに袋から取り出さないようにしましょう。

* 使うときのポイント

- ・赤ちゃん用の衣料品や下着は洗濯してから使うようにしましょう。
- ・赤ちゃん用の衣料品は大人のものとは分けて収納するようにしましょう。

» 洗浄剤・エアゾル製品

トイレや排水パイプなどに使用する洗浄剤には、強酸、強アルカリなど、強い成分の化学物質が含まれていることがあります。これらは刺激性皮膚炎等を起こす性質があります。また、塗料などのエアゾル製品*には、有機溶剤が含まれていることがあります。大量に吸入すると中毒症状が起こることもあります。

* 買うときのポイント

- ・陽のあたるところに陳列してあるものや古いものは、中身が変質している可能性もあるので、避けましょう。

* 使うときのポイント

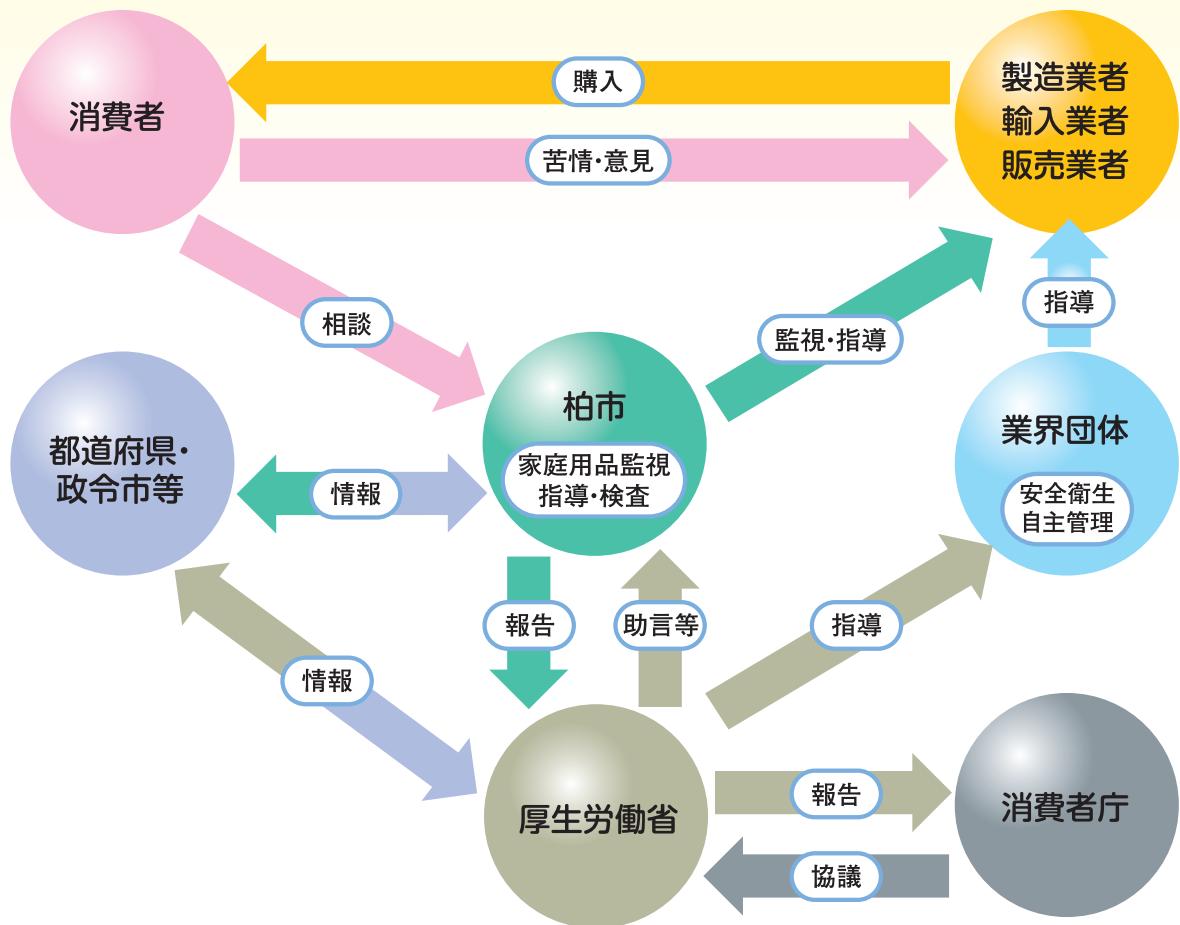
- ・使用上の注意をよく読み、注意事項を必ず守りましょう。
- ・有毒なガスが発生する可能性があるので、種類の違う洗浄剤は絶対に混ぜないようにしましょう。
- ・洗浄剤を使用するときは、洗浄剤が皮膚に直接触れないように、ゴム手袋などを使用しましょう。洗浄剤が皮膚に直接ついたときには、すぐに洗い流しましょう。
- ・エアゾル製品を使用するときは、直接吸入しないよう注意し、長時間の連続使用も避けましょう。
- ・室内で使用する場合には、換気扇をつけたり、室内の窓を2箇所以上開放し、室内の換気をよくしましょう。



* エアゾル製品とは：気体中に、煙や霧などのような多数の微粒子が浮遊している状態のことをエアゾル状態といいます。そして、空気中に微粒子を噴霧し、エアゾル状態をつくるものが、エアゾル剤です。

III 家庭用品安全対策の体系

柏市が果たす役割を図式化したものです。



VI 主な関係法令（保健所関係）

法 令	主 な 製 品	柏市保健所担当部署
食品衛生法	洗浄剤（野菜類、食器等）、おもちゃ	生活衛生課（食品衛生担当） ☎ 04-7167-1259
薬事法	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器	総務企画課（医事薬事担当）
毒物及び劇物取締法	毒物および劇物に関すること	☎ 04-7167-1255

※その他関係機関については巻末を参照



[資料編]

有害物質を含有する家庭用品の規制基準

項目	家庭用品	有害物質	基 準	毒 性
織 繊 製 品	出生後24ヶ月以内の乳幼児用のもので、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具	ホルムアルデヒド	所定の試験法で吸光度差が0.05以下又は16ppm以下（試料1gあたり16μg以下）（アセチルアセトン法）	粘膜刺激 皮膚アレルギー
	下着、寝衣、手袋、くつした（出生後24ヶ月以内の乳幼児用のものを除く）及びたび		75ppm以下（試料1gあたり75μg以下）（アセチルアセトン法）	
織 繊 製 品	おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物、家庭用毛糸	DTTB（※1）	30ppm以下（試料1gあたり30μg以下）（電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ）	経皮・経口急性毒性 肝機能障害 生殖機能障害
		ディルドリン（※2）		肝機能障害 中枢神経障害
	おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした	トリフェニル錫化合物 トリプチル錫化合物	所定の試験法で検出せず（フレームレス原子吸光法及び薄層クロマトグラフ）	皮膚刺激性 経皮・経口急性毒性
寝衣、寝具、カーテン及び床敷物		有機水銀化合物	検出せず（パックグラウンド値の1ppmを超えてはいけない）（フレームレス原子吸光法）	中枢神経障害 皮膚障害
		APO（※3）	所定の試験法で検出せず（炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ）	経皮・経口急性毒性 造血機能障害 生殖機能障害
		TDBPP（※4）		発がん性
		BDBPP（※5）		発がん性
化 学 製 品	かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤	ホルムアルデヒド	75ppm以下（試料1gあたり75μg以下）（アセチルアセトン法）	粘膜刺激 皮膚アレルギー
	家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨及びくつクリーム	トリフェニル錫化合物 トリプチル錫化合物	所定の試験法で検出せず（フレームレス原子吸光法及び薄層クロマトグラフ）	皮膚刺激性 経皮・経口急性毒性
		有機水銀化合物	検出せず（パックグラウンド値の1ppmを超えてはいけない）（フレームレス原子吸光法）	中枢神経障害 皮膚障害
洗 淨 剤	住宅用の洗剤（液体状のもので塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く）	塩化水素又は硫酸	所定の試験法で水酸化ナトリウム溶液の消費量が30ml以下 所定の容器強度が必要（※6）	皮膚障害 粘膜の炎症 吸入によって肺障害
	家庭用の洗剤（液状のもので水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含有する製剤たる劇物を除く）	水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	所定の試験法で塩酸消費量が13ml以下 所定の容器強度が必要（※6）	皮膚障害 粘膜の炎症
	家庭用の洗浄剤			
家庭用アゾル製品	家庭用の洗浄剤、しみ抜きスプレー、防錆潤滑剤等	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	0.1%以下（電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ）	肝障害・腎障害 中枢神経障害 皮膚障害
	家庭用エアゾル製品 例：室内消臭剤、帯電防止剤、防水スプレー等	塩化ビニル	所定の試験法で検出せず（赤外吸収スペクトル法）	発がん性
		メタノール	5W/W%以下 (水素炎型検出器付きガスクロマトグラフ)	視神經障害
家庭用の木材防腐剤・木材防虫剤	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	ジベンゾ[a,h]アントラセン	10ppm以下（試料1gあたり10μg以下） (ガスクロマトグラフ質量分析計)	発がん性
		ベンゾ[a]アントラセン		
		ベンゾ[a]ピレン		
	クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	ジベンゾ[a,h]アントラセン	3ppm以下（試料1gあたり3μg以下） (ガスクロマトグラフ質量分析計)	
		ベンゾ[a]アントラセン		
		ベンゾ[a]ピレン		

※1: 4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

※2: ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン

※3: トリス(1-アジリジニル)ホスファイトオキシド

※4: トリス(2,3-ジプロムプロピル)ホスファイト

※5: ピス(2,3-ジプロムプロピル)ホスフェイト化合物

※6: 定められた方法による漏れ試験、落下試験、耐酸性試験、圧縮変形試験に適合すること

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（抜粋）

第3条（事業者の責務）

家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響をあくし、当該物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようしなければならない。

第5条（販売等の禁止）

前条第1項又は第2項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者は、その基準に適合しない家庭用品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない。

第6条（回収命令等）

1 厚生労働大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下この条及び次条において同じ。）は、第4条第1項又は第2項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

第7条（立入検査等）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、必要な報告をさせ、又は食品衛生監視員、薬事監視員その他の厚生労働省令で定める職員のうちからあらかじめ指定する者に、当該事業を行なう者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験に必要な限度において当該家庭用品を収去させることができる。

※有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律規制基準については、法第4条第1項（法律施行規則別表第1、2）を参照。





自主基準を制定している主な家庭用品とその連絡先

家庭用品	団体名	問い合わせ先
マスク、紙おしごり・ウェットティッシュなどの抗菌衛生材料 等	社団法人 日本衛生材料工業連合会	☎ 03-6403-5351
家庭用洗浄剤・家庭用力ビ取り剤	日本家庭用洗浄剤工業会	http://www.senjozai.jp/
家庭用不快害虫用殺虫剤	生活害虫防除剤協議会	☎ 03-5209-6501
一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤	芳香消臭脱臭剤協議会	☎ 072-641-5965
コンタクトレンズ用洗浄剤・保存剤・洗浄保存剤 等	一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会	☎ 03-5802-5361
洗浄剤・漂白剤 等	洗浄剤・漂白剤等 安全対策協議会	http://www.senjozai.jp/

消費生活に関する相談

柏市消費生活センター	☎ 04-7164-4100(相談専用)
------------	----------------------

中毒に関する相談

財団法人 日本中毒情報センター	365日 9時～21時	☎ 029-852-9999 (つくば)
	365日 24時間	☎ 072-727-2499 (大阪)

関係法令に関する相談

食品衛生法	柏市保健所 生活衛生課(食品衛生担当)	☎ 04-7167-1259
薬事法	柏市保健所 総務企画課(医事薬事担当)	☎ 04-7167-1255
毒物及び劇物取締法		

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及びこのパンフレットに関する相談

柏市保健所 生活衛生課(環境衛生担当)	☎ 04-7167-1259
---------------------	----------------



問い合わせは

柏市保健所 生活衛生課

〒277-0004 柏市柏下65番地1

電話 04-7167-1259 FAX 04-7167-1732

E-mail:info-sktss@city.kashiwa.lg.jp

ホームページ:http://www.city.kashiwa.lg.jp/facilities_guide/health_hospital/phc/Index.htm